
2024(令和6)年民法改正に対する
『2025-26解きまくり！民法ⅠⅡ』の
対応について

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 256576

KL25657

はじめに

2024（令和6）年5月17日、父母の離婚後の子の養育（親権・養育費・親子交流等）に関する「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下「2024年民法改正」といいます）が成立し、同月24日に公布されました。この改正は、2025（令和7）年10月31日の閣議決定により、2026（令和8）年4月1日から施行されることになりました。

2024年民法改正は、親族法（民法第4編「親族」）を主な対象とし、その主な改正内容は、①親の責務に関するルールの明確化、②親権に関するルールの見直し、③養育費の支払確保に向けた見直し、④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し、⑤財産分与に関するルールの見直し、⑥養子縁組に関するルールの見直し、⑦その他の改正（夫婦間の契約取消権・精神病離婚の削除）です。

2024年民法改正は、前述のように2026（令和8）年4月1日から施行されますので、2026年度の公務員試験の民法では、同年3月までに実施される試験（国家総合職など）を除き、2024年民法改正も出題対象となります。

ところで、2026年度公務員試験の受験生に提供される講座（国家総合職試験を対象とする講座を除きます。以下「26年度向け講座」といいます）において使用するインプット用のテキスト（『Kマスター民法Ⅰ・Ⅱ』（KU25024・KU25025）など）では、テキスト制作時には2024年民法改正の施行時期は不明でしたが、2026年度の公務員試験の民法で2024年民法改正が出題対象になっても対応できるようにするため、改正前の規定の説明と改正後の規定の説明を併記することにしました。したがって、26年度向け講座のインプット用のテキストについては、2026年度の公務員試験に向けて、新たな対応をする必要は特にありません（ただし、『Kマスター民法Ⅰ・Ⅱ』の説明の一部について、2024年民法改正に対応するために修正が必要な箇所が存在します。これについては、訂正表の形で対応しました）。

他方、26年度向け講座において使用するアウトプット用のテキストである『2025-26年合格目標 公務員試験 本気で合格！過去問解きまくり！ ⑩民法Ⅰ・⑪民法Ⅱ』（KD00800・KD00808）（以下『25-26 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』といいますが）は、書名のとおり、2025年度公務員試験の受験生が使用することも想定して、『25-26 解きまくり！民法Ⅰ』は2025年1月に、『同Ⅱ』は同年2月に発行されたため、2025年度の公務員試験の民法で出題対象になっていない2024年民法改正には対応していません。したがって、『25-26 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』については、2026年度の公務員試験に向けて、2024年改正民法に

頒布・複写を禁じます

対応する必要があります。

本冊子は、2024年民法改正に対する『25-26 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』の対応をまとめたものです。

本冊子における対応は、次の2点です。

第1に、『25-26 解きまくり！民法Ⅱ』のうち、「第6編 親族・相続／第1章 親族法／SECTION④ 親権」のインプット部分（670～671頁）については、2024年民法改正に対応するために大幅に修正する必要があります。もっとも、27年度向け講座において使用するアウトプット用のテキストである『2026-27年合格目標 公務員試験 厳選！過去問解きまくり！ ⑨民法Ⅱ』（KD00828）（以下『26-27 解きまくり！民法Ⅱ』といいます）がすでに2026年2月に発行されており、同書では2024年民法改正に対応しています。そこで、本冊子に『26-27 解きまくり！民法Ⅱ』の「第6編 親族・相続／第1章 親族法／SECTION② 親子・親権／6 親権」のインプット部分（440～443頁）を掲載することによって、『25-26 解きまくり！民法Ⅱ』の対応とすることにしました。

第2に、『25-26 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』に掲載されている過去問についても、2024年民法改正に対応するために、問題文の修正（改題）および解説の修正をする必要がある問題が数問存在します。これらの問題については、訂正表の形で、どのような修正をすればいいのかを示すことにしました。また、『25-26 解きまくり！民法Ⅰ・Ⅱ』のインプット部分については、上記以外にも、2024年民法改正に対応するために部分的な修正を必要とする箇所がありました。そこで、このようなインプット部分の部分的な修正については、過去問の修正と同様、訂正表の形で対応することにしました。

受講生の皆様におかれましては、本冊子を活用して、2024年民法改正に対応していただきたいと存じます。

最後に、受講生の皆様が合格を勝ち取り、公務員としてご活躍されることを心より祈念いたします。

2026年3月吉日

株式会社 東京リーガルマインド
LEC総合研究所 公務員試験部

SECTION 2 第1章 親族法 親子・親権

6 親権

(1) 意義

親権とは、**未成年者**に対する**親の権利義務**の総称です。親権は、親の義務としての性質も有し、**子の利益**のために行使する必要があります（818条1項）。以下、2024（令和6）年改正民法（2026年4月1日施行）に基づいて説明します。

(2) 親権者

① 嫡出子の親権者

父母の婚姻中は、**父母の共同親権**が原則です（818条2項）。

父母の**一方が死亡**した場合は、**他方の単独親権**となります。父母の**双方が死亡**した場合や親権を失った場合は、**未成年後見**が開始します（838条1号前段）。

父母が協議離婚する場合は父母の協議（協議が不調・不能のときは家裁の審判）で、裁判離婚する場合は裁判所が、**父母の共同親権**または**一方の単独親権**と定めます（**離婚後共同親権**の導入。819条1項・2項・5項）。裁判所は、子の利益のため、父母と子の関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮して親権者を定めますが、(ア)**子への虐待等**のおそれがある場合、(イ)**DVのおそれ**その他の事情により**親権の共同行使が困難**な場合、(ウ)共同親権と定めることで**子の利益を害する**場合（(ア)(イ)以外）は、必ず**単独親権**と定めなければなりません（同条7項）。

子の出生前に父母が離婚した場合は、原則として**母の単独親権**となりますが、出生後の父母の協議または家裁の審判で**父母の共同親権**または**父の単独親権**にすることもできます（同条3項・5項。なお、同条7項参照）。

② 非嫡出子の親権者

父の認知の有無を問わず、原則として**母の単独親権**となりますが（819条4項本文）、認知後の父母の協議または家裁の審判で**父母の共同親権**または**父の単独親権**にすることもできます（同条4項但書・5項。なお、同条7項参照）。

③ 養子の親権者

養親（複数回の養子縁組〔転縁組〕がされた場合は、直近の縁組の養親）が親権者となります（818条3項1号）。ただし、夫婦の一方が他方の子を養子（**連れ子養子**）とした場合は、**養親と実親の共同親権**となります（同項2号）。

養父母**双方が死亡**した場合は、実父母の親権は回復せず、**未成年後見**が開始します（通説）。養父母**双方と離縁**した場合は、**実父母の親権**が回復します（811条2項・3項、817条の11参照）。

INPUT

④ 親権代行者

父または母が未成年者の場合、当該未成年者の親権者または未成年後見人が、当該未成年者の子に対する親権を代行します（833条・867条1項）。

(3) 親権の行使

① 親権共同行使の原則

父母の**共同親権**の場合、親権は**父母が共同**して（共同の意思に基づいて）行使します（824条の2第1項本文）。父母の一方が**単独名義**で子を代理して行った法律行為も、**他方の同意**があれば**有効**です（最判昭32.7.5）。

② 父母の一方が共同名義でした行為の効力

父母の**共同親権**の場合、一方が**単独名義**で行った代理行為は、**他方の意思に反したときは無権代理**となります。これに対し、一方が**共同名義**で行った代理行為は、**相手方が悪意でない限り、他方の意思に反したときでも有効**です（825条）。

③ 親権の単独行使が可能な場合

(ア)父母の**一方の単独親権**の場合に、単独で親権を行使できるのは当然ですが（824条の2第1項1号）、父母の**共同親権**の場合でも、(イ)一方が**親権を行使できない**とき、(ウ)子の利益のため**急迫の事情**（DV・虐待からの避難、緊急の場合の医療等）があるとき、(ニ)監護教育に関する**日常の行為**（子の身の回りの世話等）をするときは、単独で親権を行使できます（同条1項2号・3号、2項）。

また、親権を共同行使すべき**特定の事項**（急迫の事情のない子の転居等）について父母間の協議が調わない場合、家裁は、父または母の請求により、父母の**一方**を当該事項に関する**親権行使者**に指定できます（同条3項）。

(4) 親権の内容

① 身上監護権

親権者には、子の利益のために、子を**監護・教育**する権利・義務があります（820条）。親権者は、子の監護・教育に際して、子の人格を尊重し、子の年齢・発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはいけません（821条）。

親権者は、上記のほか、**居所指定権**（822条）、**職業許可権**（823条）を有します。なお、**懲戒権**の規定（旧822条）は、児童虐待防止の観点から、**削除**されました。

② 財産管理権

親権者は、(ア)子の**財産を管理**し、かつ、(イ)その財産に関する法律行為についてその子を**代表（代理）**します（824条本文）。

(ア)親権者は、子の財産管理をする際、**自己のためにするのと同じの注意義務**を負います（827条）。

SECTION 2 第1章 親族法 親子・親権

(イ) 親権者は、子の財産に関する法律行為について包括的な代理権（法定代理権）を有します。ただし、利益相反行為については、親権者の法定代理権は認められません（⇒後述(5)）。

(5) 利益相反行為

① 意義・効果

親権者と子の利益が相反する行為や複数の子の利益が相反する行為（利益相反行為）については、親権者は自ら代理できず、特別代理人の選任を家裁に請求しなければなりません（826条）。親権者が代理した場合は無権代理行為となり（108条2項本文）、子が成年に達した後に追認しない限り、行為の効果は本人に帰属しません。

② 利益相反性の判断

利益相反の有無は、親権者の動機・目的を考慮せず、行為の外形から客観的に判断すべきと解されています（外形説。判例）。たとえば、(ア)親権者が自己の債務のために子の不動産に抵当権を設定する行為は、子の養育費に充てるためであっても、利益相反行為にあたります（最判昭37.10.2）。これに対して、(イ)親権者が第三者の債務のために子の不動産に抵当権を設定する行為は、利益相反行為にあたりません。ただし、それが子の利益を無視して自己または第三者の利益を図ることのみを目的とするなど、親権者に代理権を授与した法の趣旨に反する特段の事情があるときは、代理権の濫用（107条）にあたります（最判平4.12.10）。

(6) 親権の喪失・停止、管理権の喪失

① 親権の喪失

父母による虐待や悪意の遺棄があるとき、その他父母による親権の行使が著しく困難・不相当であるため子の利益を著しく害するときは、家裁は、子・その親族・検察官等の請求により、親権喪失の審判をすることができます（834条本文）。

② 親権の停止

父母による親権の行使が困難・不相当であるため子の利益を害するときは、家裁は、子・その親族・検察官等の請求により、2年を超えない範囲内で、親権停止の審判をすることができます（834条の2）。

③ 管理権の喪失

父母による（財産）管理権の行使が困難・不相当であるため子の利益を害するときは、家裁は、子・その親族・検察官等の請求により、管理権喪失の審判をすることができます（835条）。

④ 親権・管理権の辞任

親権を行使する父母は、やむをえない事由があるときは、家裁の許可を得て、親権または管理権を辞任することができます（837条1項）。

【2025-26 過去問解きまくり！ 民法 I 訂正表】2026年03月17日現在

| ページ | 問題番号 タイトル | 行数 | 誤 | 正 | 掲載日 |
|-----|------------------|------------|---|---|--------------|
| 101 | 問題 24 | 肢ア 2行目 | 未成年者は父母の親権に服し（818条1項）、親権は父母の婚姻中は共同で行使する（共同親権）のが原則である（同条3項）。 | 未成年者の父母が婚姻中は、父母の双方が親権者であり（818条2項）、親権は共同で行使する（共同親権）のが原則である（824条の2第1項本文）。 | 2026/03/17 訂 |
| 221 | 問題 56 | 肢3 8行目 | 債務者に支払えば | 債権者に支払えば | 2025/02/25 訂 |
| 231 | 【事例1】 | 3行目 | 法人Aは、Bさんに対して | 法人Aは、Cさんに対して | 2026/03/17 訂 |
| 316 | 必修問題 | 肢3 2行目 | 取得者の指名を墨書する | 取得者の氏名を墨書する | 2025/03/31 訂 |
| 652 | 問題 179 | 肢5 1行目 | 質権者がいったん有効に質権を設定した後 | 質権者がいったん有効に質権の設定を受けた後 | 2026/03/17 訂 |
| 696 | 2(1)一般先取特権(306条) | 3～4行 | ・雇用関係の先取特権 ・葬式費用の先取特権 | ・雇用関係の先取特権 ・子の監護費用の先取特権 ・葬式費用の先取特権 | 2026/03/17 訂 |
| 702 | 問題 197 | 問題文 2行目 | (国家一般職 2024) | (国家一般職 2024 改題) | 2026/03/17 訂 |
| 702 | 問題 197 | 肢ア 1行目 | 雇用関係、共益の費用、葬式の費用又は日用品の供給 | 雇用関係、共益の費用、子の監護の費用、葬式の費用又は日用品の供給 | 2026/03/17 訂 |
| 703 | 問題 197 | 肢ア 1行目 | ①共益の費用、②雇用関係、③葬式の費用、④日用品の供給 | ①共益の費用、②雇用関係、③子の監護の費用、④葬式の費用、⑤日用品の供給 | 2026/03/17 訂 |

| | | | | | |
|-----|--------|------------|--|---|--------------|
| 703 | 問題 197 | 肢ア 4行目 | 順序 (①～④) に従う | 順序 (①～⑤) に従う | 2026/03/17 訂 |
| 703 | 問題 197 | 肢ア 6行目 | ②～④の先取特権者も | ②～⑤の先取特権者も | 2026/03/17 訂 |
| 705 | 問題 198 | 肢イ 7行目 | 共益の費用、雇用関係、葬式の費用、日用品の供給の <u>4</u> 種類の債権に | 共益の費用、雇用関係、 <u>子の監護の費用</u> 、葬式の費用、日用品の供給の <u>5</u> 種類の債権に | 2026/03/17 訂 |
| 706 | 問題 199 | 問題文 2行目 | (特別区 2017) | (特別区 2017 <u>改題</u>) | 2026/03/17 訂 |
| 706 | 問題 199 | 肢 2 1行目 | 共益の費用、雇用関係、葬式の費用又は日用品の供給 | 共益の費用、雇用関係、 <u>子の監護の費用</u> 、葬式の費用又は日用品の供給 | 2026/03/17 訂 |
| 707 | 問題 199 | 肢 2 1行目 | 共益の費用、雇用関係、葬式の費用または日用品の供給 | 共益の費用、雇用関係、 <u>子の監護の費用</u> 、葬式の費用または日用品の供給 | 2026/03/17 訂 |

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』
(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

【2025-26 過去問解きまくり！ 民法Ⅱ 訂正表】2026年03月17日現在

| ページ | 問題番号 タイトル | 行数 | 誤 | 正 | 掲載日 |
|-----|----------------|-----------|--|--|---------------|
| 399 | 問題 116 | 肢エ 4行目 | 貸貸人は転貸人に対して | 貸貸人は転借人に対して | 2026/03/17 訂正 |
| 613 | 必修問題 | 肢D 2行目 | (764条・739条2項)、 <u>親権者の定めがあること(819条1項)、その他の法令の規定に違反しないことを認めた後</u> | (764条・739条2項) <u>その他の法令の規定に違反しないこと、および、親権者の定め(819条1項)があるか、または、家庭裁判所に対して親権者の指定を求める審判・調停(同条5項)の申立てがあることを認めた後</u> | 2026/03/17 訂正 |
| 616 | 「補足」の下 | 1行目 | 子がいる場合、離婚の際に当事者の協議で親権者および <u>監護者</u> | 未成年の子がいる場合、離婚の際に当事者の協議で親権者および離婚後の子の <u>監護に関する事項(子の監護者または監護の分掌、親子交流、養育費の分担等)</u> | 2026/03/17 訂正 |
| 616 | (2) 裁判離婚 | 1行目 | 離婚原因(①～④)：具体的離婚原因、⑤：抽象的離婚原因) | 離婚原因(①～③)：具体的離婚原因、④：抽象的離婚原因) | 2026/03/17 訂正 |
| 616 | 【離婚原因(770条1項)】 | 4行目 | ④ <u>配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき</u> | 削除(※2024〔令和6〕年民法改正により、④を裁判離婚原因と定めた770条1項4号が削除されたため) | 2026/03/17 訂正 |
| 616 | 【離婚原因(770条1項)】 | 5行目 | ⑤ <u>その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき</u> | ④ <u>その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき</u> | 2026/03/17 訂正 |

| | | | | | |
|-----|--------|------------|--|---|--------------|
| 621 | 問題 180 | 肢ウ 6行目 | (同条3項) | (同条3項前段) | 2026/03/17訂正 |
| 622 | 問題 181 | 問題文 2行目 | (国税・財務・労基 2018) | (国税・財務・労基 2018 改題) | 2026/03/17訂正 |
| 622 | 問題 181 | 肢2 | <u>全文</u> | 削除(※2024〔令和6〕 年民法改正により、夫婦 間の契約取消権を定め た754条が削除されたた め) | 2026/03/17訂正 |
| 622 | 問題 181 | 肢5 1行目 | 民法第770条第1項第 1号から第4号までに 規定する具体的離婚原 因の事由 | 民法第770条第1項第1 号から第3号までに規 定する具体的離婚原因 の事由 | 2026/03/17訂正 |
| 623 | 問題 181 | 肢2 | <u>全文</u> | 削除(※2024〔令和6〕 年民法改正により、夫婦 間の契約取消権を定め た754条が削除されたた め) | 2026/03/17訂正 |
| 623 | 問題 181 | 肢5 2行目 | <u>④回復の見込みのない 強度の精神病、⑤その 他婚姻を継続し難い重 大な事由、の5つを挙 げている(①～④が具 体的離婚原因、⑤が抽 象的離婚原因)。ただ し、裁判所は、①～④ の事由があると</u> | <u>④</u> その他婚姻を継続し 難い重大な事由、の <u>4</u> つを挙げている(①～③) が具体的離婚原因、 <u>④</u> が抽象的離婚原因)。た だし、裁判所は、 <u>①～③</u> の事由があると | 2026/03/17訂正 |
| 627 | 問題 183 | 肢オ 3行目 | (768条2項) | (768条2項本文) | 2026/03/17訂正 |
| 627 | 問題 183 | 肢オ 4行目 | 「当事者双方がその協 力によって得た財産の 額その他一切の事情」 を考慮する(同条3項) | 「当事者双方がその婚 姻中に取得し、又は維持 した財産の額及びその 取得又は維持について の各当事者の寄与の程 度、婚姻の期間、婚姻中 の生活水準、婚姻中の協 力及び扶助の状況、各当 | 2026/03/17訂正 |

| | | | | | |
|-----|---------|-----------|---|--|---------------|
| | | | | 事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情」を考慮する (同条3項前段) | |
| 629 | 問題 184 | 肢ア 4行目 | 離婚の時から <u>2年</u> を経過すると消滅する | 離婚の時から <u>5年</u> を経過すると消滅する | 2026/03/17 訂正 |
| 629 | 問題 184 | 肢イ 1行目 | その協議で、その一方を親権者と定めなければならない | その協議で、その双方または一方を親権者と定めなければならない | 2026/03/17 訂正 |
| 631 | 問題 185 | 肢2 6行目 | 婚姻後の契約については夫婦間の契約取消権(754条)の対象となることや、 | 削除(※2024〔令和6〕年民法改正により、夫婦間の契約取消権を定めた754条が削除されたため) | 2026/03/17 訂正 |
| 642 | 4(2) 効果 | 2行目 | その養子は養親の親権に服することになります(818条2項)。 | 養親(直近の縁組の養親)が親権者になります(818条3項1号。ただし、同項2号参照)。 | 2026/03/17 訂正 |
| 677 | 問題 196 | 肢1 1行目 | 未成年の子は <u>父母の親権</u> に服するが(818条1項)、実子が嫡出子である場合、父母が婚姻中は、父母が親権者であり、 <u>父母</u> がその親権を「共同して行う」のが原則である(同条3項)。 | 実子が嫡出子である場合、父母が婚姻中は、 <u>父母の双方</u> が親権者であり(818条2項)、 <u>父母</u> がその親権を「共同して行う」のが原則である(824条の2第1項本文)。 | 2026/03/17 訂正 |
| 677 | 問題 196 | 肢2 1行目 | 実子が非嫡出子であるときは、 <u>母</u> が単独親権者となる。 | 実子が非嫡出子であるときは、父の認知の有無を問わず、 <u>母</u> が単独親権者となる(819条4項本文)。 | 2026/03/17 訂正 |
| 677 | 問題 196 | 肢2 2行目 | 父が認知した場合には、 <u>認知した父と親権者である母の協議</u> または <u>家庭裁判所の審判</u> に | 父が認知した場合には、 <u>父母の協議</u> または <u>家庭裁判所の審判</u> によって、 <u>父母の共同親権</u> または | 2026/03/17 訂正 |

| | | | | | |
|-----|--------|-----------|--|--|---------------|
| | | | よって、 <u>親権者を母から父に変更</u> することができる(819条4項・5項)。 | <u>父の単独親権</u> にすることができる(同条4項但書・5項)。 | |
| 677 | 問題 196 | 肢2 4行目 | 父の認知によって、父母の共同親権となるわけではなく、 <u>また、</u> | 父の認知によって、 <u>当然</u> に父母の共同親権となるわけではなく、 | 2026/03/17 訂正 |
| 745 | 問題 213 | 最終行 | <u>正答2</u> | <u>正答5</u> | 2025/11/07 訂正 |

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

『Kマスター 民法 I』(KU25024)

訂正表

2026年03月17日現在

| ページ | 訂正箇所 | | 訂正内容 | 掲載日 |
|--------|-------------------------|---|---|------------|
| P. 5 | (4) 上から 5 行 目 | 誤 | 2026 年 5 月 24 日までに施行 | 2026/03/17 |
| | | 正 | 2026 年 4 月 1 日に施行 | |
| P. 46 | (3)②(b) 下から 1 行 目 | 誤 | (818 条 3 項。なお、825 条) | 2026/03/17 |
| | | 正 | (824 条の 2 第 1 項本文。なお、825 条) | |
| P. 81 | (1)① 上から 1 行 目 | 誤 | ex. 親権を行う父母 (818 条・819 条 3 項本文) | 2026/03/17 |
| | | 正 | ex. 親権を行う父母 (818 条 2 項・3 項、819 条 3 項本文・4 項本文) | |
| P. 81 | (1)② 上から 1 行 目 | 誤 | ex. 父母の協議によって決まる親権者 (819 条 1 項・3 項但書・4 項) | 2026/03/17 |
| | | 正 | ex. 父母の協議によって決まる親権者 (819 条 1 項・3 項但書・4 項但書) | |
| P. 81 | (1)③ 上から 1 行 目 | 誤 | ex. 不在者の財産管理人 (25 条・26 条)、親権者 (819 条 2 項) | 2026/03/17 |
| | | 正 | ex. 不在者の財産管理人 (25 条・26 条)、親権者 (819 条 2 項・5 項・6 項) | |
| P. 360 | 3 (1) 下から 3 行 目 | 誤 | 2026 年 5 月 24 日までに施行 | 2026/03/17 |
| | | 正 | 2026 年 4 月 1 日に施行 | |

※「掲載日」は、上掲訂正情報が LEC ホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

『Kマスター 民法Ⅱ』(KU25025)

訂正表

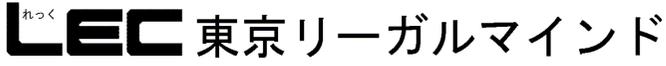
2026年03月17日現在

| ページ | 訂正箇所 | | 訂正内容 | 掲載日 |
|--------|------------------------|---|--|------------|
| P. 685 | 上から7行 目 | 誤 | 2026(令和8)年 <u>5月23日</u> までに施行される。 | 2026/03/17 |
| | | 正 | 2026(令和8)年 <u>4月1日</u> に施行される。 | |
| P. 685 | (1)④※ 上から1行 目 | 誤 | ※ 夫婦間の契約取消権の廃止(2024年改正。 2026年 <u>5月23日</u> までに施行) | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 夫婦間の契約取消権の廃止(2024年改正。 2026年 <u>4月1日</u> に施行) | |
| P. 687 | 下から1行 目 | 誤 | 2026(令和8)年 <u>5月23日</u> までに施行される。 | 2026/03/17 |
| | | 正 | 2026(令和8)年 <u>4月1日</u> に施行される。 | |
| P. 689 | (4)①(d)※ 上から1行 目 | 誤 | ※ 精神病離婚の削除(2024年改正。2026年 <u>5月23日</u> までに施行) | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 精神病離婚の削除(2024年改正。2026年 <u>4月1日</u> に施行) | |
| P. 689 | (4)①(d)※ 上から2行 目 | 誤 | 精神 <u>秒</u> 者に対する偏見 | 2026/03/17 |
| | | 正 | 精神 <u>病</u> 者に対する偏見 | |
| P. 690 | ④(a)※ 上から1行 目 | 誤 | ※ 離婚等の場合の共同親権の導入(2024年改正。 2026年 <u>5月23日</u> までに施行) | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 離婚等の場合の共同親権の導入(2024年改正。 2026年 <u>4月1日</u> に施行) | |
| P. 690 | ④(b) 上から10行 目 | 誤 | ※ 親子交流に関する規律の見直し(2024年改正。 2026年 <u>5月23日</u> までに施行) | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 親子交流に関する規律の見直し(2024年改正。 2026年 <u>4月1日</u> に施行) | |
| P. 690 | ④(b) 下から1行 目 | 誤 | ※ 養育費に関する規律の見直し(2024年改正。 2026年 <u>5月23日</u> までに施行) | 2026/03/17 |

| | | | | |
|--------|-------------------------|---|---|------------|
| | | 正 | ※ 養育費に関する規律の見直し（2024 年改正。2026 年 4 月 1 日に施行） | |
| P. 691 | ⑤※ 上から 1 行 目 | 誤 | ※ 財産分与に関する規律の見直し（2024 年改正。2026 年 5 月 23 日までに施行） | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 財産分与に関する規律の見直し（2024 年改正。2026 年 4 月 1 日に施行） | |
| P. 703 | (1)①(a) 下から 2 行 目 | 誤 | なお、実父母に監護者がいる場合は、 <u>監護者の同意も必要である（同条 2 項前段）。</u> | 2026/03/17 |
| | | 正 | なお、 <u>養子となる者の実父母に監護者がいる場合は、監護者の同意も必要である（同条 2 項前段）。</u> もつとも、 <u>縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、監護者が縁組に同意しない場合には、家庭裁判所は、同意に代わる許可を与えることができる（同条 3 項前段）。</u> また、 <u>代諾縁組について共同親権を有する父母間の協議が調わない場合、家庭裁判所は、代諾縁組が子の利益のため特に必要であると認めるときに限り、父母の一方が単独で代諾できる旨を定めることができる（同条 4 項・824 条の 2 第 3 項）。</u> | |
| P. 707 | 上から 14 行 目 | 誤 | 2026（令和 8）年 5 月 23 日までに施行される。 | 2026/03/17 |
| | | 正 | 2026（令和 8）年 4 月 1 日に施行される。 | |
| P. 708 | ②※ 上から 1 行 目 | 誤 | ※ 離婚等の場合の共同親権の導入（2024 年改正。2026 年 5 月 23 日までに施行） | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 離婚等の場合の共同親権の導入（2024 年改正。2026 年 4 月 1 日に施行） | |
| P. 708 | ③※ 上から 1 行 目 | 誤 | ※ 養子縁組後の親権者の明確化（2024 年改正。2026 年 5 月 23 日までに施行） | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 養子縁組後の親権者の明確化（2024 年改正。2026 年 4 月 1 日に施行） | |

| | | | | |
|--------|---------------------|---|--|------------|
| P. 709 | (1)①※ 上から1行 目 | 誤 | ※ 親の責務等に関する規律の新設（2024年改正。2026年 <u>5月23日</u> までに施行） | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 親の責務等に関する規律の新設（2024年改正。2026年 <u>4月1日</u> に施行） | |
| P. 710 | (3)※ 上から1行 目 | 誤 | ※ 親権の行使方法の明確化（2024年改正。2026年 <u>5月23日</u> までに施行） | 2026/03/17 |
| | | 正 | ※ 親権の行使方法の明確化（2024年改正。2026年 <u>4月1日</u> に施行） | |

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>）に掲載された日付です。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

KL25657